

改正 平成23年10月21日規則第45号  
沖縄県保健所運営協議会条例施行規則をここに公布する。

沖縄県保健所運営協議会設置条例施行規則

題名改正〔平成23年規則45号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県保健所運営協議会設置条例（昭和48年沖縄県条例第36号）第9条の規定に基づき、保健所に設置された運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則45号〕

(会議の開催)

第2条 協議会の会議は、毎年1回以上開催するものとする。

(会議の通知)

第3条 会長は、協議会の会議を招集する場合は、あらかじめ開催の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、会議に保健所長その他関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録の作成)

第5条 会長は、会議録を作成しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月21日規則第45号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

2 沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)